

『ケアマネジャー試験 一問一答パーフェクトガイド 2018』 2018年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う主な改正内容

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なと思われる主な事項を収載させていただきます。

【図表で覚える！ 重要ポイント】

頁	改正箇所	改正内容
24	・「要介護認定の有効期間」表中	【更新認定の認定有効期間】 「24 か月」 → 「36 か月」
44	・「会議等のまとめ」表中	【介護・医療連携推進会議の開催頻度】 「3 か月」 → 「6 か月」

【 I 介護支援分野】

2 介護保険制度（60 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
113	・ No. 305 解説	「3 か月」 → 「6 か月」

4 居宅介護支援・介護予防支援・施設介護支援（124 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
125	・ No. 364 解説	「1 人以上の常勤の介護支援専門員を置くこととされているが、主任介護支援専門員の配置については定められていない。」 → 「1 人以上の常勤の介護支援専門員を置くこととされている。なお、2018（平成 30）年の制度改正により、その常勤の管理者は主任介護支援専門員でなければならなくなった（2020 年度までの経過措置あり）。」 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">※解答が「×」→「○」に変更</div>
125	・ No. 365 解説	「介護支援専門員」 → 「主任介護支援専門員」

【Ⅱ 保健医療サービスの知識等】

1 居宅サービス（176 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
181	・ No. 31 解説	「定期的に通院、訪問診療を受けている場合には、居宅療養管理指導費を算定することはできない。」 → 「2018（平成 30）年の運営基準等の改正により、看護職員が行うことができなくなった。」

3 地域密着型サービス（192 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
193	・ No. 80 解説	「3 年以上」 → 「1 年以上」

【Ⅲ 福祉サービスの知識等】

1 居宅サービス（268 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
271	・ No. 21 解説	「建物（有料老人ホーム等）もしくは」 → 「建物もしくは」 「に相当する単位数を算定する。」 → 「、1 月あたりの利用者が同一敷地内の建物等に 50 人以上居住する場合は、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。」

4 介護保険施設サービス（294 頁～）

頁	行	改正内容
297	・ No. 163 解説	「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、1 か月に 4 回以上口腔ケアを行った場合」 → 「①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行い、②歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、③歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合」